

## 藤崎町教育委員会障害者活躍推進計画

機 関 名	藤崎町教育委員会
任 命 権 者	藤崎町教育委員会
計 画 期 間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
藤崎町教育委員会における障害者雇用に関する課題	<p>教育委員会の常勤職員は、町より出向されるため教育委員会において採用は行っていない。教育委員会において採用する非常勤職員についても、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていないことから、法定雇用率は満たしていない。</p> <p>計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すため、町長部局との人事異動に関する協議の中で人員の出向等を要請するなど、障害者向けの職務の創出・開発を進めていく必要がある。</p>
目 標	
①採用に関する目標	<p>障害者である職員の雇用率について、各年度において当該年度時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。</p>
②定着に関する目標	なし
取 組 内 容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として学務課長を選任する。</li> <li>○障害者職業生活相談員の選任義務に関わらず、障害者である職員が在籍した場合には、町総務課に設置している障害者である職員の相談窓口を紹介する旨、庁舎内掲示等により周知する。</li> </ul>
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、町総務課及び労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</li> </ul>
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</li> <li>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> </li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</li> </ul>